

## 静岡県都市計画審議会条例

制定	昭和 44 年 7 月 12 日	条例第 25 号
改正	昭和 50 年 3 月 22 日	条例第 1 号
改正	平成 12 年 3 月 21 日	条例第 15 号
改正	平成 19 年 3 月 20 日	条例第 1 号
改正	平成 19 年 3 月 20 日	条例第 42 号
改正	平成 22 年 3 月 26 日	条例第 4 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条第 3 項の規定に基づき、静岡県都市計画審議会（以下、「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、知事が任命する。

- |                    |       |
|--------------------|-------|
| (1) 学識経験のある者       | 7 人以内 |
| (2) 市町の長を代表する者     | 2 人以内 |
| (3) 県議会の議員         | 6 人以内 |
| (4) 市町の議会の議長を代表する者 | 2 人以内 |
| (5) 関係行政機関の職員      | 8 人以内 |

3 前項第 1 号に掲げる者につき任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

### (臨時委員及び専門委員)

第 3 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、知事が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

### (会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる者につき任命された委員の

うちから委員の選挙によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。  
(議事)

第5条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

第6条 審議会は、審議会の委任を受けその権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

- 2 常務委員会は、会長の指名した委員10人以内をもって組織する。
- 3 前条の規定は、常務委員会に準用する。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会及び常務委員会の庶務は、交通基盤部において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会及び常務委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年3月22日条例第1号抄)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月21日条例第15号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日条例第42号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日条例第4号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。